

薬事法施行規則第一条第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二类医薬品の一部を改正する件 新旧対照表

○薬事法施行規則第一条第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二类医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第百二十号）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
無機薬品及び有機薬品 一～四十二（略） 四十三 ベクロメタゾンプロピオン酸エステル 四十四～五十二（略）	無機薬品及び有機薬品 一～四十二（略） （新設） 四十三～五十一（略）